

あわら市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

本市では、令和4年4月5日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、脱炭素化の実現に向けた施策を推進してきた。「2030年までに設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入」することを目標に再生可能エネルギー導入を推進している。

この要領は、あわら市（以下「本市」という。）が、公共施設等に対し太陽光発電設備等の導入を効率的かつ早期に推進するべく、あわら市公共設備等太陽光設備導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1)業務名 あわら市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和8年1月16日（金）まで
- (4)委託上限額 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は、以下のとおりとする。

項 目	日 程
公募の開始	令和7年6月24日（火）
質問の期限	令和7年7月1日（火）
質問の回答	令和7年7月3日（木）
参加表明書受付期限	令和7年7月3日（木）
企画提案書受付期限	令和7年7月11日（金）
企画提案書（審査）	令和7年7月23日（水）
審査結果通知書交付	令和7年7月30日（水）

4 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、次に掲げる要件①～⑩を全て満たす者とする。

- ①県内に本社若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること
- ②令和7年度あわら市入札参加資格のうち「物品購入等」に登録されている者であること
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなさ

- れている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること
- ⑥あわらしから指名停止措置を受けていない者であること
- ⑦国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないもの
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定及びあわらし暴力団排除条例（平成23年9月26日条例第7号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等に該当しないこと
- ⑨過去5年以内に自治体における太陽光発電導入に関する業務を実施し、適切に遂行した実績があること。なお、本要件については再委託予定の協力会社における業務実績を含めてよいこととする。
- ⑩仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること

5 質問及び回答

（1）質問の受付

ア 受付期間

令和7年6月24日（火）～7月1日（火）まで

イ 質問の方法

本プロポーザルについて質問のある者は、様式第4号「質問書」に質問事項を記載し、末尾（12. 問い合わせ先及び提出先）に記載する電子メールアドレス宛に送信すること。

※送信に当たっては、表題を「あわらし市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務についての質問」とすること。

※原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問を受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

（2）質問に対する回答

ア 回答予定日

令和7年7月3日（木）

イ 回答方法

市ホームページにて回答する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

6 参加表明書の提出

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。なお、参加資格審査は事務局にて行う。

（1）参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 参加意思表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要説明書（様式第 2 号）
- ウ 履行実績確認書（様式第 3 号）

「4. 参加資格要件」の要件⑩に関する業務実績について記載すること。なお、業務実績の記載にあたっては 5 件以内で記載すること。（国・地方公共団体との実績があれば優先的に記載すること。）。

（2）参加表明書類の提出

提出書類は、様式第 1 号から第 3 号の順に並べ、左上隅をホチキス留めし、1 綴り作成すること。

- ア 提出部数 1 部
- イ 提出期限 令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 5 時までとする。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和 7 年 7 月 3 日（木）必着）

（3）参加資格審査結果の通知

提出書類により参加資格要件を確認し、結果を書面にて通知する。

7 参加資格の取り消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

- （1）参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき
- （2）「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止の措置を受ける等、参加者及び協力会社が社会的な不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められるとき
- （3）参加者が参加資格要件を充たさなくなったとき
- （4）その他、本要領に違反すると認められるとき

8 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

また、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書において記載された事項については、貴社の業務遂行能力、経験、実績等を踏まえた上で記載すること。

（1）企画提案書等の提出

- ①提案書（様式第 5 号）
- ②提案内容（任意様式）
 - A4 10 枚（20 ページ）以内で作成すること。
- ③業務実施体制（任意様式）
- ④業務工程表（任意様式）
- ⑤見積書（任意様式、税込み）

積算内訳については、業務別に人件費や諸経費等の区別が判断できるよう、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出部数

提出部数は、6部（正本1部、副本5部）提出すること

(3) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

9 最適提案者の選定方法等

(1) 審査方法

市が設置する選定審査委員会において、提案書等に基づき、以下のとおり審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

(2) 審査基準

以下のとおり、評価項目、評価事項及び配点を定める。

評価項目	評価基準（詳細）	配点
業務実績・実施体制・実施工程	・当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか。 ・同種・類似業務の実績はあるのか。 ・事業を円滑に遂行できる体制であるか。委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か。 ・業務工程がスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。	15点
提案内容	・設置施設・場所・施設への負荷調査検討に有効性があり、効果的な手法として期待できるか。日照量等の調査検討に有効性があり、効果的な手法であるか。	15点
	・太陽光発電設備及び蓄電池容量の出力は適切か。自家消費電力に対して適切な規模であり、余剰電力が過剰になっていないか。	15点
	・地域の経済・社会にもたらす効果、事業採算性の評価等の分析について具体性があり、効果的な手法として期待できるか。	15点
	・導入方法やP P A事業成立の可能性を検討する方法が明確に示されているか。	15点
	・導入工程において、具体的な実施フロー、実施手順が示されており、内容が優れているか。	10点
価格評価	・提案価格により段階的に加点する。	15点
		100点

(3) 最適提案者の選定方法

- ① 選定委員会は、本プロポーザルにおいて参加資格を有すると認められた者の提案内容について各選定委員が審査及び採点を行い選定する。
- ② 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。

(4) 応募者多数となった場合には、提出書類による一次審査を実施することがある。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき
- ② 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過しているとき
- ⑥ 著しく審議に反する行為があったとき
- ⑦ 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不当なとき
- ⑧ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をしたとき
- ⑨ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき

10 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

(1) 実施日

令和7年7月23日（水）（予定）

(2) 出席者

4人以内

(3) プレゼンテーションに要する時間

30分（説明20分、質疑応答10分）

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書等に基づくものとする。

(5) その他

プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。また、プレゼンテーションで使用する電子黒板は主催者で用意するが、パソコンその他の機器等は、持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意することし、機器調整は事前に行うこと。

11 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

1 2 契約手続等

- (1) 選定された最適提案者は、市と事業内容について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) その他、「あわら市契約事務規則」を遵守すること。

1 3 その他

- (1) 本要領に基づく全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。なお、参加者が提出した提案書類の返却は行わない。
- (3) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。
- (4) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は、受け付けない。
- (5) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、あわら市情報公開条例に基づき参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。
- (7) 業務にあたって知り得た情報（本市が提供する資料・情報等を含む）は、目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

1 2 問い合わせ先及び提出先

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市市民生活部生活環境課環境グループ（担当：江守、高木）

電話：0776-73-8018 FAX：0776-73-5688

メールアドレス：seikatsu@city.awara.lg.jp